

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 選挙管理委員会

法令名	政治資金規正法	法令の番号	C 2 3 1 9 4				
不利益処分の種類	報告書等の訂正命令	根拠条項	3 1				
処 分 基 準	(不利益処分の事例がなく、また、今後とも不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令の定め以上に具体化することが困難である。)						
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理 機関	選挙管理委員会	交付 機関	選挙管理委員会	目次 NO	1